

伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市ガイドヘルプ（移動支援）事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第184号）第6条第3号ウに規定する知的障害者移動介護従業者養成研修（以下「研修」という。）を実施する事業者（以下「研修事業者」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(研修の課程及び方法)

第2条 研修の課程は、知的・精神障がい者移動支援従業者養成研修課程とする。

2 研修は、講義及び演習により行うものとし、それらの科目、時間数及び内容は、別表のとおりとする。ただし、緊急時の対応に関する科目等研修事業者が必要と考える科目及び時間数を加えて実施することができる。

(指定の対象となる事業者)

第3条 研修事業者の指定（以下「指定」という。）の対象となる者は、法人格を有する事業者とする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者は、この限りでない。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 団体の組織及び運営について明確に規約が定められていること。
- (3) 会計が適切に処理されていること。

(指定の要件)

第4条 研修事業者は、研修の事業（以下「研修事業」という。）の実施に当たり、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修事業者は、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修を少なくとも年1回以上継続して実施できること。
- (4) 研修は、原則として講義、演習の順序で行うこととし、別表に掲げる科目ごとにその詳細及び時間数を明示したカリキュラムを作成し、これに基づき実施すること。
- (5) 講義を担当する講師は、学歴、資格及び実務経験等に照らし、別表に定める講師基準に該当する人材が確保されていること。

- (6) 実習を行うのに適当な施設を実習施設としてあらかじめ確保し、適当な実習指導者による指導が行われること。
- (7) 研修のテキストは、研修のカリキュラムに沿った内容のテキストを利用すること。
- (8) 受講生に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則が定められていること。

ア 開講の目的

イ 研修の名称及び課程

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ カリキュラム及び使用する教材

カ 講師氏名及び現職

キ 実習施設

ク 研修修了の認定方法及び免除科目

ケ 募集時期

コ 受講資格

サ 受講定員

シ 受講手続

ス 受講料、実習費等の受講生が負担すべき費用

セ 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取扱い

ソ 研修修了生名簿が伊賀市長に提出され、管理される旨の記載

(指定の申請)

第5条 指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修を受講する者（以下「受講生」という。）の募集を行おうとする日（以下「募集日」という。）の10日前までに、伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、第6号及び第7号に掲げる書類は、必要に応じて添付するものとする。

- (1) 学則（受講生に配布する内容のもの）
- (2) 研修日程表（様式第2号）
- (3) カリキュラム（科目名、科目を細分化する場合はそのタイトル及びそれぞれに要する時間数を明示したもの）

- (4) 講師氏名、略歴等一覧表（様式第3号）
- (5) 講師就任承諾書（様式第4号）
- (6) 講義室・実習室使用承諾書（様式第5号）
- (7) 実習施設利用計画書（様式第6号）
- (8) 移動支援従業者養成研修実習受入承諾書（様式第7号）
- (9) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）（様式第8号）の実物見本
- (10) 研修事業に係る収支予算書（様式第9号）
- (11) 法人の定款その他の基本約款及び履歴事項全部証明書（法人格を有しない団体である場合は、団体等の会員、組織、運営方法等を記載した会則等）
- (12) 使用するテキスト
- (13) 申請者の資産状況が分かる書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定に関し、必要があると認める書類（指定の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、指定の可否を決定し、その結果を伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定通知書（様式第10号）又は伊賀市移動支援従業者養成研修事業者不指定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（研修の期間）

第7条 研修の期間は、原則として2月以内とする。

（研修修了の認定）

第8条 研修事業者は、受講生の研修の修了を認定したときは、速やかに修了証明書及び修了証明書（携帯用）を当該受講生に対し交付するものとする。

- 2 研修事業者は、研修の修了の認定に当たり、修了試験を課す等条件を付するときは、その旨をあらかじめ学則に明記しておかなければならない。

（変更の承認）

第9条 研修事業者は、第5条の規定により申請した研修について、同条第1号から第10号まで及び第12号に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定変更申請書（様式第12号）に同条各号に掲げる書類のうち変更する内容を記入したものを添付して市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が第4条各号に掲げる要件を満たすと認めると

きは、これを承認するものとする。

(変更の届出)

第10条 研修事業者は、前条第1項の規定により変更する事項以外の事項を変更しようとするときは、当該変更をする日から10日以内に伊賀市移動支援従業者養成研修事業者変更届（様式第13号）に当該変更の内容が分かるものを添付して市長に届け出なければならない。

(指定の休止、廃止及び再開)

第11条 研修事業者は、第4条第3号に掲げる要件を満たすことができない場合において研修事業を休止し、若しくは廃止し、又は研修事業を再開しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により市長に届け出なければならない。ただし、指定を休止する場合の休止の期間は、2年を限度とする。

- (1) 休止の場合 伊賀市移動支援従業者養成研修事業休止届（様式第14号）
- (2) 廃止の場合 伊賀市移動支援従業者養成研修事業廃止届（様式第15号）
- (3) 再開の場合 伊賀市移動支援従業者養成研修事業再開届（様式第16号）

(研修事業の実施の申請)

第12条 研修事業者は、第5条の規定による申請に係る研修事業の後、新たに研修事業を実施するときは、当該研修事業の募集日の10日前までに、伊賀市移動支援従業者養成研修事業実施申請書（様式第17号）に第5条各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。この項の規定による申請に係る研修事業の後、新たに研修事業を実施する場合についても、同様とする。

(研修事業の実績報告)

第13条 研修事業者は、研修事業が終了したときは、30日以内に伊賀市移動支援従業者養成研修事業実績報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 伊賀市移動支援従業者養成研修修了生名簿（様式第19号）
- (2) 研修を修了した受講生の研修への出席状況等を記した書類
- (3) 伊賀市移動支援従業者養成研修事業に係る決算（見込）書

(秘密の保持)

第14条 研修事業者は、研修事業の運営上知り得た受講生に係る秘密の保持に留意し、個人に係る情報については適切に管理しなければならない。

- 2 研修事業者は、実習に当たって当該実習を行う施設の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講生を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講生に十分に配慮するよう指導しなければならない。

(研修事業の調査及び指導)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、研修事業者に対し研修事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求め、又は研修事業者の同意を得て実地に調査することができる。

- 2 市長は、研修事業の実施等に関し適当でないと認めるときは、研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

- 3 市長は、前項の規定により改善指導を行うときは、改善が認められるまでの間の研修の中止を書面により命ずることができる。

(指定の取消し)

第16条 市長は、研修事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請、届出又は報告を行ったことが判明したとき。
- (4) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったと認められたとき。
- (5) 前条第2項に規定する改善指導に従わないとき。
- (6) 違法な行為をしたことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しをするときは、書面により研修事業者に通知するものとする。ただし、同項第1号に該当することにより取り消すときは、通知を省略することができる。

(聴聞の機会)

第17条 市長は、第15条第3項の規定により研修の中止を命ずるとき及び前条第1項の規定により指定を取り消すときは、当該研修事業者に対して聴聞の機会を与えるものとする。

(関係書類の保存)

第18条 研修事業者は、受講生の研修への出席状況、成績等に関する書類及び研修修了者台帳等研修修了者に関する書類を5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	科目	時間数	内容	講師基準
講義	障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	3	移動の介護に係る制度及びサービスについて理解する。	・社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上） ・障がい福祉関係の施設・事業所管理者又は運営担当者（当該資格取得者としての経験年数1年以上） ・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上） ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上） ・その他市長が適当と認める者

	障がい者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の役割、業務及び職業倫理について理解する。	・社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上） ・障がい福祉関係の施設・事業所管理者又は運営担当者（当該資格取得者としての経験年数1年以上） ・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上） ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上） ・その他市長が適当と認める者
	知的・精神障がい者の疾病、障がい等に関する講義	4	業務において直面する頻度の高い疾病や障がい等を医学的・実践的視点で理解するとともに、	・医師（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上、眼科医師等） ・看護師、准看護師又は保健師（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上）

			援助の基本的な方向性を把握する。	・臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、理学療法士又は作業療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上） ・その他市長が適当と認める者
	基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	2	移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。	・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・看護師、准看護師、保健師、作業療法士又は理学療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上） ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上）

				経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上) ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上) ・その他市長が適当と認める者
	障がい者の心理に関する講義	1	障がい者の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	・介護福祉士、臨床心理士又は心理判定員（当該資格取得者としての経験年数1年以上) ・看護師、准看護師、保健師、作業療法士又は理学療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上) ・精神保健福祉士、社会福祉士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ障がい者福祉に関する実務経験年数通算5年以上) ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算1年以上) ・その他市長が適当と認める者
演習	移動の介護に係る技術に関する演習	6	疑似体験をしつつ、基本的な移動介護の技術を習得する。	・介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程、訪問介護員養成研修1級課程修了者（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算5年以上) ・看護師、准看護師、保健師、精神保健福祉士、作業療法士又は理学療法士（当該資格取得者としての経験年数1年以上かつ知的・精

			神の障がいに関する実務経験年数通算 5 年以上) ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修 2 級課程、介護職員初任者研修課程修了者、訪問介護員養成研修 2 級課程修了者又は全身性障がい者移動支援従業者（当該資格取得者としての経験年数 1 年以上かつ知的・精神の障がいに関する実務経験年数通算 5 年以上) ・介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士、社会福祉士又は社会福祉主事養成校の教員（教務経験年数通算 1 年以上) ・その他市長が適当と認める者
	合計	19	